

海外経済要録

米州諸国

◇米国、公定歩合を引下げ

米国連邦準備制度理事会は11月10日、ボストン、フィラデルフィア、クリーブランド、セントルイス、ミネアポリス、ダラス、サンフランシスコの7連銀の公定歩合引下げ(5.0→4.75%、11日実施)を承認した旨発表した。統いて翌11日、リッチモンド、シカゴ、カンザスシチーの3連銀がこれに追随(実施日12日)、さらに12日にはアトランタ連銀(同15日)、18日には残るニューヨーク連銀(同19日)が同様の引下げを行なった。

今次引下げの趣旨につき同理事会は、「最近の市場短期金利の低下に追随するものである」旨説明している。

◇米国、「第2段階」のガイドラインを発表

金利配当委員会、賃金委員会および物価委員会は、物価等凍結期限後のいわゆる「第2段階」(11月14日以降)のインフレ抑制措置として、それぞれ配当(11月2日)、賃金(同8日)および物価(同11日)のガイドラインを発表した。この間、生計費審議会は同10日、賃金および物価のガイドラインについての運用基準を発表している。骨子は以下のとおり。

(1) 配 当

イ. 1972年中の1株当たり配当額を基準年(各企業の1969、70、71事業年度中任意の年)のそれの4%増以下に押える。なお、ここで「1株」とは、株式分割および株式配当による株式数の増加を調整済みのものとする。

ロ. 上記基準年中減配し、あるいは無配であった企業は、税金および優先株に対する配当を控除した後の収益の15%以内まで配当することができる。

ハ. 規制対象は年間売上げ1百万ドル以上かつ株主数500名以上の企業(約10,000社)とする。ミューチュアル・ファンド等投資会社(investment company)は対象外とする。

ニ. なお、1971年中は引き続き増配自粛を要請する。

(2) 賃 金

イ. 賃金上昇率の一般的基準は年率5.5%以内とし、今後生産性上昇率、物価動向等を勘案のうえ定期的に再検討することとする。

ロ. 既協約にかかる賃上げについては、利害関係人または5人以上の賃金委員会委員が異議申し立てを行ない、その結果委員会が上記基準に照らして「不適当(unreasonably inconsistent)」と判断しないかぎり、実施してさしつかえない。

ハ. 凍結期間中(8月16日~11月13日)支払が停止されていた既協約にかかる賃上げ分については、賃金委員会がとくに承認する場合を除き原則としてそ及支払を認めない。同委員会がとくに承認する場合とは、凍結期間中に賃上げが行なわれることを見越して、企業が凍結前にあらかじめ価格の引上げをしていった場合などをいう。

ニ. 上記ガイドラインの運用基準は次のとおり。

(イ) 対象労働者が5,000人以上の場合(全労働者の約10%が該当)、賃上げに際し賃金委員会の事前承認を要する。

(ロ) 対象労働者が1,000人以上5,000人未満の場合(全労働者の約7%が該当)、同委員会に対し事後報告を要する。

(ハ) (イ)および(ロ)以外のものは上記の承認なしし報告を要しないが、同委員会が抽出調査によりチェックする。

ホ. なお、昇進昇格に伴う賃金上昇については5.5%以内のガイドラインの規制を受けない。

(3) 物 価

イ. 総体としての物価水準の上昇を年率2.5%以内に抑えることを目標とする。

ロ. このため、個別の価格引上げについては、コスト上昇に見合う分(ただし、生産性上昇分を差し引く)のみを認めることとし、企業の収益増加ないし凍結期間中の損失補てんのための値上げは認めない。値上げの結果、当該企業の売上げ高に対する税引前収益率が基準年値(1971年8月15日以前に終わる各企業の過去3事業年度のうちいずれか2年の平均)を上回ってはならないものとする。

ハ. 上記ロ. の原則を卸・小売業に適用する際は、個別商品、サービス原価に一定利潤率(markups)を乗じたものを基準として規制することとし、同利潤率が基準年値(上記と同様過去3事業年度のうちいずれか2年の平均)を上回ってはならないものとする。サービス業についてはその特殊性にかんがみ、個別のガイドラインを考慮する。

ニ. 上記ガイドラインの運用基準は次のとおり。

(イ) 年間売上げ高1億ドル以上の企業(約1,300社)は、値上げに際し物価委員会の事前承認を要する

とともに、四半期ごとに価格、原価、収益に関する報告書の提出を要する。

(ロ) 年間売上げ高5千万ドル以上1億ドル未満の企業(約1,100社)は同委員会に対し事後報告を要するとともに、(イ)と同様の報告書の提出を要する。

(イ) (イ)および(ロ)以外のものは、賃金の場合と同様報告は要しないが、同委員会が抽出調査によりチェックする。

ホ. 次のものは規制対象外とする。

未加工農産物、生鮮海産物、有価証券(financial securities)、輸入品の第1次取引および輸出品(以上凍結期間中も対象外とされていたもの)。

中古品全般、政府による没収品等の処分販売(disposal sales)、オーダー・メードの製品およびサービス、骨とう品、美術品、貴金属品、手芸品、特許権および著作権、国際海上運賃、非営利企業に対する債務、一部不動産、一部賃貸料(以上第2段階で新たに規制対象外となったもの)。

(なお、11月号「要録」記載の物価委員会および賃金委員会の各委員長は、それぞれ、グレイソン南メソジスト大学経営学部長、ボルト・ワシントン州連邦地方裁判所判事が正當)。

◇米国、金融機関对外貸出ガイドラインを一部修正

1971年8月17日の輸出入銀行法改正に際し、輸出金融全般を連邦準備制度による对外貸出ガイドラインの対象外とする旨の条文が付加されたのに伴い同ガイドラインの修正が必要となったが(同理事会に対し90日の余裕期間を付与、その間金融機関は既往ガイドラインを遵守、9月号「要録」参照)、連邦準備制度理事会は11月11日、金融機関の輸出金融をすべてガイドラインの対象からはずすとともに、同ガイドラインの一部を次のように手直しする旨発表した。

(1) 銀行に対するガイドライン

イ. 輸出金融を除く对外与信の限度額は、①71年9月末旧一般枠(注)の85%、②71年9月末旧一般枠から同月末輸出金融残高を差し引いた額、あるいは③70年12月末の総資産の2%のうち最も大きいものとする。

ロ. 旧一般枠中の西欧大陸諸国居住者向け短期貸出に対する限度枠(いわゆる sub-ceiling)を撤廃する。

ハ. 外国銀行の在米支店等に対しては、引き続き新ガイドラインの趣旨を尊重するよう要請し新たに对外貸出につき報告義務を課する。

(2) 銀行以外の金融機関に対するガイドライン

輸出金融を除く对外与信の限度額は、①71年9月末の枠から同月末輸出金融残高を差し引いた額、あるいは②71年9月末枠の85%のうち大きいほうとする。

なお、同理事会では、新限度額設定にあたって複数の基準を設けたのは、銀行別の輸出金融のウェイトの差に基づく不公平を最小限にするためと説明している。

(注) 従来の限度枠は中長期輸出信用枠(Export Term-Loan Ceiling)と一般枠(General Ceiling)とから成っていた。前者は期間1年超の輸出信用にかかる枠であり、後者は期間および貸出種類のいかんを問わない枠である。

なお、今次措置により、旧一般枠中の輸出信用約12億ドル、中長期輸出信用枠約4億ドル、計約16億ドルがガイドラインから解放された。

◇米国、株式証拠金率を引下げ

連邦準備制度理事会は12月3日、株式証拠金率(margin requirement)を従来の65%から55%に引き下げ、6日から実施する旨発表した。この結果、同証拠金率は1963年11月(50%)以来の低水準となった。なお、転換社債に対する証拠金率は50%のまま据え置かれた。

本措置の発表に際し同理事会は、証拠金取引に伴うブローカーの対顧客融資残高は適度の水準にあり(10月末約50億ドル、従来のピーク、1968年6月の約65億ドル)、過度の信用取引が行なわれていない旨説明している。

◇カナダ、特許銀行の第2線準備率を引下げ

カナダ銀行は11月30日、特許銀行の第2線準備率(注)を12月以降9.0%から8.5%に引き下げる旨発表した。

今次措置のねらいは明らかにされていないが、米国輸入課徴金の影響もあり失業率が依然高水準(11月6.6%)にあるなど、景気回復が思わしくない情勢にすることなどから推して、さきの公定歩合引下げ(10月25日、5.25→4.75%)と同様、国内景気刺激策の色合いが強いものとみられる。

(注) カナダ銀行の支払準備制度は固定現金準備制度(特許銀行の要求預金残高および定期預金残高につき常時各12%および4%の現金準備保有を義務づけている)および可変第2線準備制度の二つからなる。第2線準備制度は、67年の改正「銀行法」によりそれまでの慣行(固定率7%)が制度化され、68年3月以降発動されているもので、特許銀行のカナダ・ドル建総預金債務に対し、カナダ銀行預け金・手元銀行券(前記現金準備制度における所要額を除く)、大蔵省証券および証券業者向け翌日物コール・ローンの形で保有を義務づけており、12%の範囲内で変更しうることとなっている。

欧洲諸国

◇英國政府、公共支出促進計画を発表

政府は11月23日、失業の増大および投資の停滞に対処するため、今後2年間にわたって公共部門支出を合計185百万ポンド促進なし増加する旨発表した。支出の

内容は次のとおり。

- (1) 国有産業による失業者の多い地域における火力発電所の新設および都市ガス網の整備等の投資促進(100百万ポンド)。
- (2) 道路改修および空軍練習機購入等の政府部門の支出促進(60百万ポンド)。
- (3) 投資補助金制度に基づく支払(なお、投資補助金制度は昨年10月に廃止、本支払は従来の未実行分)の促進(25百万ポンド)。

◇英国、National Westminster 銀行等、基準金利を引下げ

National Westminster, Lloyds, Midland, Williams and Glyn's および Coutts の5行(いずれもロンドン手形交換所加盟銀行)は11月25日、新金融調節方式移行に伴いさる10月1日に定めた基準金利(10月号「要録」参照)を0.5%引き下げる4.5%とし、26日から実施する旨発表した。この結果、加盟銀行6行全部(Barclays はさる10月15日に実施済み)の基準金利が公定歩合を0.5%下回る水準にそろい、これに伴い通知預金金利(7日もの)は基準金利を2%下回る2.5%(Midland のみ実施日は12月2日)、一流民間企業向け貸出金利は基準金利を1%上回る5.5%となった。

なお、Midland は7日もの大口通知預金金利についても引き下げを実施した(金額25千ポンド以上については11月24日以降4.5%から4%、同10千ポンド以上25千ポンド未満については12月2日以降3.5%から2.5%にそれぞれ引き下げ)。

◇西ドイツ、売りオペ・レートを一部引下げ

ブンデスバンクは10月14日、同日実施の公定歩合引き下げ等の措置(11月号「要録」参照)に関する、大蔵省証券、備蓄機関証券の売りレートを一律0.5%引き下げた(割引国庫債券は据置き)。

新適用レートは次のとおり(年利・%、カッコ内は旧レート)。

大蔵省証券

30~59日もの	3%	(4%)
60~90日	3%	(4%)

割引国庫債券(6ヶ月もの、1年もの、1年半もの、2年もの、いずれも5%に据置き)

備蓄機関証券

30~59日もの	4%	(4%)
60~90日	4%	(5%)

◇西ドイツ、連邦中期債を発行

西ドイツ連邦政府は11月4日、入札公募方式により総額310.2百万マルクの利付中期債(表面金利・年利7.5%、期間・3年および4年)を発行した。

期間別発行額および入札レートは次のとおり。

期間	発行額	入札レート		(回り)
		(応募者)	ブンデスバンクが提示した	
3年	237.5	7.74	99 1/4	(7.79)
4年	72.7	7.76	99	(7.80)

◇西ドイツ、経済専門委員会、年次報告を発表

西ドイツの政府諮問機関である経済専門委員会^(注1)は、11月22日、恒例の年次経済報告を発表した。その大要は次のとおり。

(1) 景気見通し

イ. 72年中の西ドイツの景気は引き続き鎮静化を濃化するが、66~67年のようなリセッションには至らず、経済成長率(実質GDP)は1%程度(71年見込み同3%)となろう。

ロ. 景気鎮静化の主因は、企業の設備投資意欲の減退にあり、民間設備投資は72年中実質7%の減少となる。一方、既往投資の生産力化によって供給能力が4.5%増大するため、今後需給ギャップはいっそう拡大しそう。

ハ. 個人消費は、耐久消費財を中心に増勢を弱め、その伸び率は4年ぶりの小幅(6.5%)にとどまるとみられる。一方、政府消費は予算原案に沿って支出された場合12.5%の増加となり、景気の下ささえ要因となろう。

ニ. 先行きの輸出については、マルク切上げが西ドイツの国際競争力にどの程度影響を及ぼすか見きわめがたいが、米国、フランス等の景気立直りを考慮すれば必ずしも悲観視するにはあたるまい。

ホ. 物価は、生産者物価に多少の落着きが期待されるが、反面、消費者物価は家賃、公共料金の引上げ等を主因に容易に騰勢をゆるめず、72年中4.5%の上昇(71年見込み5.0%)となろう。

(2) 政策提言

イ. 本年5月のマルクの変動相場採用は、対外均衡の回復、金融政策の自主性復活等の見地から正当であったと思われる^(注2)。

ロ. しかし、今後の政策は他の三つの課題(物価の安定、完全雇用、適正成長)の同時達成という困難な局面に立たされており、この意味で政策目標の間の

ジレンマがいっそう拡大しよう。

ハ. すなわち、完全雇用の観点からみれば、いずれ財政面からの景気振興策が必要となるが(その場合には景気付加税を払い戻すことよりも、まず25億マルクの緊急発動予算を有効に運用することのほうが効果的)、かかる政策は賃金・物価の上昇に拍車をかけるおそれなしとしない。

ニ. 結局、物価が賃金動向と密接な関係にあることから、現在進行中の賃上げ交渉がどのような決着をみるかが今後における政府の景気政策の範囲およびその発動の時期を左右することとなる。

(注1) 1963年、特別法(経済専門委員会設立に関する法律)により設立され、5名の学者によって構成されている。

(注2) ただし、少数意見として Köhler 教授は、変動相場の意義を認めず固定平価制度を支持している。

西ドイツ経済専門委員会の景気見通し

(単位・%)

	1970年 (実績)	1971年 (見込み)	1972年 (見通し)
1. G N P(名目)	13.0	10.5	6.0
2. ツ(実質)	5.4	3.0	1.0
3. 個人消費	11.0	11.0	6.5
4. 設備投資	23.9	9.5	△ 5.5
5. 政府消費	13.8	16.0	12.5
6. 輸出(サービスを含む)	11.3	10.5	6.0
7. 輸入(ツ)	15.6	10.5	2.5
G N P デフレーター	6.2	7.5	5.0
個人消費 ツ	4.5	5.0	4.5
設備投資 ツ	6.0	7.5	3.5

(注) 1~7は前年比伸び率。

◇西ドイツにソ連系銀行進出

ソ連関係筋は11月12日、フランクフルトにソ連資本による新銀行「Ost-West-Handelsbank(東西貿易銀行)」を設立する旨発表した。新銀行の資本金は20百万マルク、株主はソ連の国立銀行(55%)、貿易銀行(30%)および貿易公団等(15%)。新銀行は1972年そうそう営業を開始する予定で、西ドイツ金融制度における兼営銀行として貿易金融、外為売買、ユーロ取引等の各種業務に従事するものとみられ、また、代表者には現在のソ連国立銀行副総裁であり、かつてロンドンの Moscow Narodny Bank の頭取を勤めたズボノソフ氏、代表者補佐には西ドイツの Bank für Gemeinwirtschaft のペライン氏の名があがっている。

上記新銀行の設立により、ソ連はロンドンの Moscow Narodny Bank(1919年設立)、パリの Banque Commer-

ciale pour L'Europe du Nord(1921年設立)、チューリッヒの Woschod Handelsbank(1966年設立)とともに西欧の金融中心地に銀行を配したこととなる。なお、新銀行の設立はかねてから消息筋でうわさされていたが、最近のプラント政府による東西外交関係の緊張緩和を背景に実現したものとみられている(本銀行設立と引換えに、西ドイツの銀行もモスクワ進出につきソ連当局と交渉中と伝えられる)。

◇仏・独首脳会談の開催

ポンピドー・フランス大統領とプラント西ドイツ首相との首脳会談は、12月3日、4日の2日間にわたりパリで開催され、会談終了後フランス大統領府スポーツマンは次のとおりコメントを発表した。

「会談は友好的雰囲気のもとに行なわれた。通貨問題について、両首脳とも固定平価の原則を基礎に国際的な話し合いが早急に合意に達することおよび合意成立後欧洲經濟通貨統合が再び前進を開始することを希望するとともに、新平価維持のため各国中央銀行が単に流動性や金利の調節の面のみでなく、資本移動の規制の面でも政策の協調を図っていくことが望ましいとの意を表明した。

なお、平価調整幅の具体的な数字も仮定の問題として話し合われた」。

◇フランス、企業の納税手形の金利を引き下げ

フランス大蔵省は11月19日、企業の納税手形(obligations cautionées)(注)の金利を0.5%引き下げ(7.5→7.0%)、12月1日から実施することを決定した。

本措置についてジスカールデスタン蔵相は、上院における予算審議の席上、「企業投資の促進に資することをねらいとしており、これを契機に中・長期金利の引き下げが行なわれることを期待したものである」旨説明した。

(注) 納税手形とは、企業が付加価値税、関税等の間接税延納のため、国庫を受取人として振り出すことを認められた手形(期間最長4ヶ月)で、その金利は延納利子率に該当する。なお国庫は資金繰りに応じフランス銀行に本手形の割引を求めることができる(11月25日現在割引残高は19.7億 Franc)。

◇フランス、株式市場振興策を発表

ジスカールデスタン蔵相は11月24日、議会の予算委員会の席上、株式市場の振興を図るためにポームガルトナー委員会の答申に基づき、内容次のような各般の措置を採用する方針である旨発表した。

(1) 会社法の改正……新株引受権および自社株取得の制限緩和、無額面株式の発行許容、零細株主の保護強化

等。

- (2) 企業に関する情報面での株主保護……企業経理の正確性追求、株主に対する情報提供システムの改善等。
- (3) 株式仲買人関係の規程改正……株式会社組織の許容、自己売買機能の付与、手数料体系の改正等。
- (4) 市場の近代化……業者間決済方式の簡素化、公開買付け制度の整備等。
- (5) 外国投資家の株式取得の促進……E E C 各国およびフランスと租税条約を締結している諸国の機関投資家に対する税制上の扱いの改善。
- (6) 系列子会社の収益に基づき親会社が株主に対して行なう配当に対する課税免除の扱いの弾力化。
- (7) その他……投資信託(SICAV)の株式組入れ規制の緩和、フランスの保険会社の配当金収入に対する税制上の取扱いの改善等。

なお、上記措置には、長らく不振を続けている株式市場の振興策としてかねて市場筋が最も期待しており、かつボームガルトナー報告においてもその実現方を強く勧奨していた株式の配当課税方法の改正(確定利付債券との均衡等)が盛り込まれていないが、この点についてジスカールデスタン蔵相は、「株式市場の振興は基本的には企業の発展に待つものであり、今回の措置も中・長期的な視点に立って株式市場の構造の改善を目指すものであって、短期的な株価対策を意図したものではない」と説明している。

(注) ボームガルトナー委員会(委員長元フランス銀行総裁、元大臣ボームガルトナー氏)はジスカールデスタン蔵相の諮問に基づき、本年3月来株式市場振興策を検討していくが、さる7月答申を行ない、①株式投資層の拡大、②増資の順便化、③株式仲買人の機能充実、④手数料体系の改正、⑤フランス企業に対する海外からの投資促進、などについて、具体的措置を講ずるよう提案している。

◇フランス、最低賃金を引上げ

フランス政府は、現行最低賃金を2.3%引き上げて1時間当たり3.94フラン(これまで3.85フラン、7月号「要録」参照)とし、12月1日から実施する旨発表した。本措置は、改正最低賃金法(1970年1月2日付)の規定(45年2月号「要録」参照)に基づき、消費者物価指数が前回決定時以来2%以上上昇したため(消費者物価指数5月104.7→同10月107.1)採られたものである。なお、この結果、最低賃金は昨年12月(3.50フラン)以来12.6%の増加となった。

◇フランス、銀行等の必要最低資本金額を引上げ

国家信用理事会は11月19日、銀行および金融業者の必要最低資本金額を平均2.5%引き上げるとともにその猶予期間を74年6月30日までとする(すなわち、所定の金

額に達しない先は今後74年6月30日までに引上げを完了する)旨の決定を行ない、銀行協会の同意を得た。

本措置は、4~5年の間隔をおいて定期的に採られるもので(前回は66年)、銀行等の債務と自己資本との割合(いわゆる支払能力係数、平均5%をめどとしている)を勘査して行なわれる(国有化銀行は本措置の対象外)。

◇フランス、為替管理の強化等を実施

1. フランス政府は12月3日、最近の国際通貨情勢からフランスへの外貨流入が再びかなり強まってきている事情を背景に、次のとおり為替管理の強化措置等を決定した旨発表した。

(1) 非居住者フラン勘定の交換性停止等

イ. 非居住者フラン勘定(公定市場で取得したフランを貸記する「フラン建非居住者勘定」および金融取引市場で取得したフランを貸記する「フラン建金融勘定」とも、9月号「要録」参照)の残高については、12月10日以降、居住者への支払に充当する場合にのみ引出しを認めることとし、外貨への交換を認めない(それまでの間は従来どおり外貨交換性を認める)。なお、フラン建金融勘定からのTB等短期債購入のための引出しも認めない。

ロ. 大蔵大臣は、非居住者フラン勘定の残高のうち11月30日現在の残高をこえる部分について、12月14日以後必要に応じこれを封鎖することができる。封鎖を解除する場合の条件は後日定める。なお、次の勘定については封鎖しない。

(イ) 外国政府および地方公共団体のフラン建非居住者勘定。

(ロ) 個人名義のフラン建非居住者勘定のうち、71年8月21日現在の残高分。

(ハ) 個人名義のフラン建金融勘定のうち、すでに振込み済みの賃金、俸給、社会保険給付金、年金等相当額。

(2) 対外ポジション規制に違反した銀行に対する措置
対外ポジション規制(8月号「要録」参照)に違反した銀行に対しては厳格に罰則措置を講ずる。

(3) 非居住者に対するフラン貸付の制限緩和

居住者の非居住者に対する期間2年以内のフラン貸付については、フランス銀行の特別許可を要しない扱いとする。

(4) 輸入業者の先物カバー取引に対する規制緩和

期間3ヶ月以内の先物カバーは、すべての輸入品目について自由とする。また従来先物カバーが認められていた品目(主として一次産品)についてはさらに期間

を延長する(3→6ヶ月、6~9→12ヶ月、8月号「要録」参照)。

上記措置のうち、(1)は非居住者によるフラン投機の道を閉ざすことを目的としたもので、今回の措置の主軸をなすものである。(2)は従来からの措置の運用を強化するもの、(3)および(4)はフラン堅調を背景に従来から行なっている流出面の規制緩和(8、9月号「要録」参照)をいっそう進めるものである。

2. 上記措置のうち(1)については、その後内容が極端にすぎるとしてとくに証券界、金融界から強い苦情が寄せられたため、当局は一部手直しを行ない、12月9日、フランス銀行から為銀に対し概要次のように通告した。

(1) 交換性停止措置が実施されるまでの経過期間を1日 延長し、12月10日まで(value date <資金化日>12月 14日まで)非居住者フランの外貨交換性を認める。

(2) 上場有価証券、投資信託(SICAV)および不動産の売 却代り金ならびにこれらの資産にかかる収入(利子、配当、家賃、地代)は新たに開設される特別の勘定 (comptes d'avois patrimoniaux)に受け入れることとする。当該特別勘定の残高については、これらの資産の取得に充当し、または金融取引市場において外貨へ交換することができるものとするほか、非居住者フラン勘定の封鎖が発動された場合にも封鎖の対象としないものとする。

(3) 通常の非居住者フラン勘定(フラン建非居住者勘定およびフラン建金融勘定とも)の残高についても、次の条件を満たす場合に限り、それぞれ公定市場または金融取引市場において外貨に交換することができるものとする。

イ. 外貨への交換を行なうフランは、居住者の非居住者に対するフラン建債務の期日決済に見合う分に限る。

ロ. 外貨の買入れは、フランの非居住者勘定への入金 日と同一日に行なう。

また、非居住者が居住者に対する財貨、サービス代金(フラン建、期日到来分)の決済に充当するため、外貨をフランに直物で交換しかつ同日に決済を行なう場合には、当該フランは非居住者フラン勘定の封鎖発動に際しても封鎖の対象とはしない。

(4) フラン建非居住者勘定とフラン建金融勘定との相互における振替えは、公定市場と金融取引市場における裁定(たとえばフラン建非居住者勘定からフラン建金融勘定に振り替える場合は、公定市場におけるフラン売り、ドル買い、金融取引市場におけるドル売り、フラン買い)を同一 value date で行なう場合に限り認め

る。

◆フランス、市中貸出金利を引下げ

フランスの主要銀行は、最近の金融市場における金利の低下傾向にかんがみ、短期貸出の基準金利を0.3%引き下げる(実効金利では同時に手数料引き下げが行なわれるため、引き幅は0.3~0.5%となる)とともに、設備関係中期貸出の金利を0.6%引き下げるなどを決定、いずれも12月8日から実施した。なお、前回公定歩合引下げ(0.25%、10月28日実施、11月号「要録」参照)の際には、これら金利の引き下げは行なわれていない。

新金利は次のとおり(年利・%、カッコ内は旧金利)。

短期貸出金利(基準金利)	6.60	(6.90)
ただし輸出関係分	6.70	(7.00)
中期貸出金利(5年もの)		
設備関係		
フランス銀行再割適格	8.25	(8.85)
〃 非適格	8.75	(9.35)
輸出関係		
E E C諸国向け	7.00	(7.00)
その他域外向け	8.50	(8.50)

◆イタリア、為替管理を強化

1. イタリア政府は12月6日、11月下旬以降同国に対し外貨流入が激化している実情にかんがみ、当面の措置として次のとおり為替管理を強化することを決定、同日実施した。

(1) 外国為替公認銀行は、非居住者から外貨のリラへの転換を求められた場合、当該資金が経常取引ならびに証券投資および直接投資を除く資本取引にかかる居住者への支払いに充当されるものであることを確認する(必要な evidence が得られない場合は転換を拒否する)。

(2) 証券投資および直接投資のための資金は従来の勘定 (conti capitale) とは別の特別勘定(conti capitale N)をもって整理し、同勘定の開設および同勘定への貸記についてはイタリア為替局の許可を要する(為替投機的な性格をもつ資金の持込みには許可を与えない)。

2. 今次措置は、11月下旬以降の同国に対する短資の流入増加により、リラの対米ドル直物相場の平価比プレミアム幅も従来の2%から3%台へ拡大しており、今後の通貨調整の際的的議合をめぐる短資流入の動きやフランスの為替管理強化(別項参照)による投機資金のイタリアへのシフトに対する予防措置として採られたものとみられる。

◇スイス、スイス・フランの対米ドル交換性の制限を強化

1. スイス国民銀行は、さる8月26日以来同國3大商業銀行と紳士協定を締結し、チューリッヒ市場における米ドル相場の低落度合いに従って対顧客米ドル買入れ額を段階的に制限してきた(9月号「要録」参照)が、12月3日これを廃止した。その後7日に至り新たな紳士協定を締結し、今後はドル相場の低落度合いに関係なく、3大商業銀行の対顧客米ドル買入れ額を1日1顧客当たり1百万ドルに制限することとした。なお、商業銀行が上記買入れ制限額を上回って買い入れた場合における取扱いについては、前回の協定と同様、当該買入れの対価であるスイス・フラン資金を自行の特別勘定に3か月間凍結することとしている。

2. 旧協定の廃止は、12月1日終了のローマにおける10か国蔵相・総裁会議を契機に、金価格引上げのうわさが強まることから米ドル相場が急落し(注)、従来の協定が非現実的となつたためである。しかし、その後フラン

スとイタリアにおける為替管理の強化(別項参照)もあって、スイスへ大量のドルが流入する懸念が生じたため、従来に比し一段ときびしくドル流入を抑制する内容の協定が新たに締結されたものとみられる。

(注) チューリッヒ市場における米ドル直物相場は、11月30日の平価比-3.23%から12月7日には-4.87%へ急落し、従来の紳士協定における最下限(同-3.39%)を大きく割り込んだ。

◇オランダ、市中貸出規制を継続

オランダ銀行は10月29日、69年以来実施している商業銀行および農業銀行に対する市中貸出規制を継続し、11~12月間の対民間短期貸出平均残高を、70年第4四半期の平残比2%増以内に押えることとする旨決定した。これによりオランダでは年初來5回にわたって市中貸出規制が継続されたこととなる(9月号「要録」参照)。

◇スウェーデン、公定歩合を引下げ

1. リクスバンクは11月11日、公定歩合を0.5%引き下

スウェーデンの主要経済指標

	1969年	1970年			1971年		
		第4四半期	第1四半期	第2四半期	8月	9月	
鉱工業生産*(1963年=100)	145 (+ 8.2)	157 (+ 8.3)	163 (+ 5.8)	163 (+ 5.2)	161 (+ 1.2)	153 (△ 2.5)	
○失業者数*(月平均、千人)	29.9 (- 33.4)	29.5 (- 29.9)	31.2 (- 27.5)	36.9 (- 27.2)	46.1 (- 28.6)	47.4 (- 29.7)	48.6 (- 29.5)
貿易金(1963年=100)	160 (+ 8.1)	181 (+ 13.1)	185 (+ 10.8)	188 (+ 7.4)	192 (+ 3.8)	194 (+ 7.8)	
消費物価(1963年=100)	126.1 (+ 2.7)	135.0 (+ 7.1)	138.1 (+ 8.1)	143.3 (+ 8.6)	143.2 (+ 6.9)	146.0 (+ 7.3)	146.1 (+ 7.1)
卸売物価(製造業、1963年=100)	119 (+ 5.3)	127 (+ 6.7)	128 (+ 4.9)	129 (+ 3.2)	130 (+ 2.4)	132 (+ 3.1)	
銀行貸出(未残、億クローネ)	342 (+ 0.5)	349 (+ 2.0)	349 (+ 2.0)	352 (△ 0.5)	365 (+ 6.6)	367 (+ 6.9)	374 (+ 9.0)
輸出*(F O B)	月平均 百万ドル	474 (+ 15.3)	565 (+ 19.2)	595 (+ 21.2)	624 (+ 18.9)	618 (+ 11.3)	607 (+ 1.8)
輸入*(C I F)		492 (+ 15.2)	584 (+ 18.7)	589 (+ 16.9)	567 (△ 0)	592 (△ 1.7)	563 (△ 0.5)
○貿易収支(F O B-C I F)(月平均、百万ドル)	△ 18 (△ 15)	△ 19 (△ 18)	5 (△ 13)	58 (△ 42)	26 (△ 48)	45 (△ 29)	
○金・外貨準備(末残、百万ドル)	696 (- 815)	762 (- 696)	762 (- 696)	868 (- 654)	965 (- 645)	998 (- 682)	998 (- 671)

(注) 1. *印は季節調整済み計数。

2. カッコ内は前年同期比増減(△)率(%)。ただし、○印は前年同期実数。

げ(5.5→5.0%)、翌12日から実施した。公定歩合の引下げは、本年にはいって今次で4回目(71年3月7.0→6.5%、4月6.0%、9月5.5%、今回5.0%)である。

今次公定歩合引下げは、国際金利の低下傾向も考慮に入れてはいるが、その主たるねらいは、停滞している国内景況を刺激することにあるとみられる。

2. スウェーデンの国内景況は、70年以降鎮静化傾向をたどり、最近では鉱工業生産が前年水準以下に落ち込むほか、失業者数は前年比5~6割増に上昇、失業率も3%以上と戦後最高の水準に達している。このため政府は、10月にはいり景気刺激策として設備投資に対する税額控除、住宅供給の拡大、国民年金支給増等を内容とする一連の財政措置を発表、国会に関係法案を上程したが、民間ではこれらの財政措置だけでは不十分であり、あわせて公定歩合の引下げ等いっそうの金融緩和措置を行なう必要があるとの声が高まっていた。

◇フィンランド、輸入関税の税率を引上げ

フィンランド政府は11月18日、EFTA諸国およびソ連を除くすべての国からの輸入(同国の全輸入金額の約3分の1を占める)にかかる関税の税率を2~5%方引き上げることとした。これは同国の輸入が労働不安に基づく生産活動の低下を背景に完成品中心に増大する反面、輸出が価格上昇から伸び悩み、貿易収支の不均衡が拡大する傾向がある(貿易収支赤字、70年上半期39百万ドル、同下半期72百万ドル、71年上半期190百万ドル)のに対処して採られたものである(同国ではこれにより対外均衡を回復するとともに内需を喚起する方針と伝えられる)。

◇南ア、輸入制限を強化

南アフリカ政府は11月24日、輸入制限を全面的に強化する旨発表した。本措置は、8月以降国際通貨情勢の悪化によって輸出が減退し、またリーズ・アンド・ラグズが起こったため、国際収支の逆調傾向が一段と顕著となり、金・外貨準備が急減したことに対処して採られたものである。今次措置の概要は次のとおり。

- (1) 本年分を通して発給された輸入許可(明年3月まで有効)のうち未使用のものの輸入を半減し、またいわゆる自動認可品目の輸入についてもかなり削減する。
- (2) 明年の輸入については、輸入許可の発給を3月1日まで遅らせる(従来は1月1日)とともに、年間発給額を1969年実績の20%(自動車など主として消費財)ないし30%(主として原材料、資本財)に制限する。

アジア諸国

◇低開発国グループ、リマ憲章を採択

アジア、アフリカ、中南米などの全低開発96か国(創立メンバー国数をとり77か国グループと通称)は、明春4~5月、チリのサンチアゴで開催される第3回国連貿易開発会議(UNCTAD)総会に備え、10月28日から11月8日まで、閣僚級の準備会議をリマ(ペルー)で開催、国際通貨、開発援助、貿易問題等に関する次のような要旨のリマ憲章を採択した。

- (1) 現在の通貨危機の解決にあたっては、①変動幅を小幅とした固定相場制への復帰、②SDRと開発金融のリンク、③国際通貨調整により低開発国の外貨準備が減価した場合の補償、④IMFにおける低開発国の投票権拡大、などを実現するため、低開発国は結束した行動をとる。
- (2) IMF理事会の検討内容をは握し、第3回UNCTAD総会における低開発国の意見調整を図り、また必要に応じて国連の枠内での世界通貨会議の開催等を勧告するため、アジア、アフリカ、中南米の各地域ごとに5名、計15名の閣僚級代表を選出して専門グループを編成する。
- (3) 先進国は援助総額に関するGNP1%の目標を1972年までに、また政府開発援助のGNP0.7%の目標を75年までに達成するとともに、後者については、原則として無利子、返済期間50年、据置期間10年とし、75年までにひも付きを撤廃する。
- (4) 低開発国の債務負担深刻化に伴い、債権国と債務国の円滑な協議を促すため、UNCTAD内に専門機関を新設する。
- (5) 「低開発国の一次産品に対し、いかなる関税・非関税障壁をも新設・強化しない」との第2次国連開発の10年の開発戦略条項を厳守する。
- (6) 特恵特別委員会を恒久機関とし、低開発特恵未実施国との早期実施と既実施国との適用品目・対象国の拡大を求める。

◇韓国、支払準備率を引下げ

韓国銀行は11月1日、金融機関の支払準備率を次のとおり引き下げた(単位・%)。

	改訂後	改訂前
要求預金分	18(15)	26(20)
定期性預金分	12(10)	16(13)

(注) カッコ内は農業協同組合・同中央会に対する適用率。

今回の措置は、①引き続く金融引締めによって銀行の業容が伸び悩み、②貸出先企業の経営悪化のため未収利息が増加するなど、金融機関の収益悪化傾向が改まらないのにかんがみ、支払準備預金(定期性預金分に対する韓国銀行預け金のみ3.5%付利)を、より高利の通貨安定証券(19.0%)や通貨安定勘定(5.0%)に振り替えさせるほか、韓国銀行からの借入金(24.0%)返済に充当させるため採られたものである。

◇香港、預金・貸出金利を再引下げ

香港銀行協会(The Exchange Banks' Association)では10月11日から、通知預金と定期預金の双方について金利引下げを実施した。これはさる4月の引下げに次ぐものであるが、引下げ幅は3%~3.5%と前回(3%~1.5%)に比べて小幅となっている。この結果、香港の商業銀行の新預金金利体系は次のようになった(年利・%、カッコ内は旧金利)。

当座預金	無利息	(無利息)
普通預金	3.5	(3.5)
通知預金	3.5	(4.25)
定期預金	3か月 6か月 1年	
No.1銀行	4.5(5.25)	4.625(5.25)
	4.875(5.25)	

(注) No.2~No.5の銀行については、1カテゴリー上がるごとにNo.1銀行のそれぞれの金利に0.25%ずつ加えたものが適用される。なお、今回の改訂に伴い、前回各カテゴリーごとに(期間に関係なく)一本化された定期預金金利に再び期間別格差が生じることとなった。

一方、これに対応し、主要英系2行(香港上海、チャータード)では、10月15日からプライム・レート(オーバー・ドロフトに適用される最優遇貸出金利)を、0.5%引き下げて7%に変更、マーカンタイル等各行もこれに追随した。

こうした預・貸資金利の再引下げは、前回の引下げ(6月号「要録」参照)後、9月に英国の公定歩合が1%と大きく引き下された結果、ロンドン運用資金の還流や華僑資金の流入が一段と増加し、また、輸出不振から業況の悪化している地場産業界から景気浮揚策の実施を要望する声が高まっていることなどの事情から実施されたものである。

◇南ベトナム、為替レートを切下げ

南ベトナムは11月16日、戦乱によるインフレ高進に加え、米国援助の削減に伴う国際収支および財政収支の悪化に対処するため、1米ドル当り275ピアストルの基準レート(注)を、輸出・貿易外取引については410ピアストルと32.9%、一般輸入については400ピアストルと31.3%方切り下げ、また、従来118ピアストルであった米国援

助による輸入レートは275ピアストルと57.1%切り下げた(なお、海外勤務公務員・留学生の外貨支払には、従来どおり118ピアストルのレートを適用)。

これとあわせて、輸出入税の簡素化による貿易自由化、低所得層に対する減税、中・長期資金を供給する経済開発基金の設立などの法案を議会に上程した。

(注) 本年6月以降、輸出については、基準レートに1米ドル当り75ピアストルの補助金を支給することにより事実上350ピアストル、また、しゃし品一部輸入品目については、125ピアストルの平衡レート(perequation rate)を加算することにより、実効相場は400ピアストルとなっていた。

◇ラオス、為替レートを切下げ

ラオスは11月8日、軍事費の膨張による財政赤字の増大、しゃし品輸入の急増、資本逃避などに対処して、公認自由市場(official free market)における為替安定基金(注)の支持レートを、1米ドル当り505キップから600キップに15.8%方切り下げた。ただし、輸出代金の1割、政府機関の海外送金等の取引については、従来どおり240キップの公定レートが適用される。

同時に、財政支出の7割を占める官吏、軍人の給与を5か月間凍結し、しゃし品に高率の輸入関税を賦課する(たとえば、自動車100%、ウイスキー50%など、従来はほとんど無税)一方、為替投機を抑制するため、居住者外貨預金勘定への新規預入を禁止した。

(注) 為替安定基金(Foreign Exchange Operation Fund)は、為替相場の安定を図るために、1964年1月に設立された。平衡操作資金は、主要5か国からの毎年25百万ドルにおよぶ拠出(70年、米国18.9、日本2、英國1.7、フランス1.7、菱州0.7各百万ドル)によってまかなわれている。

◇カンボジア、変動相場制に移行

カンボジアは10月29日、戦乱の拡大に伴う経済情勢、国際収支の悪化に対処するため変動相場制に移行、実質的な為替レート切下げを行なった。この結果、11月10日現在、為替レートは1米ドル当り148リエルと旧レート(同55.54リエル)比62.5%方急落している(やみレート170リエル前後)。

関連措置として、消費税・所得税の引上げ、食料品等の物価抑制策を打ち出すとともに、為替安定基金の設立を企図し、米国、日本をはじめとする援助国に対し、26百万ドルの平衡資金拠出を要請している。

共産圏諸国

◇1971年秋季広州交易会の成約状況

1. 会期中に中共の国連参加が決定したことによって注目されていた1971年秋季広州交易会は、例年どおり10月

15日に始まり11月15日に閉幕した。

西側諸国をはじめ各国の対中貿易拡大機運が盛り上がっているおりから、中共側が第4次5か年計画のスタートの年にあたって輸出入の拡大の必要を感じはじめていることもあって、参加国(約100か国)、参加人員(19千人)、成約高(約17億ドル)とも1957年の交易会発足以来最大の規模のものとなった。もっとも、中共の買付け面では、運輸・通信・鉱山開発・電子関係などの高度な技術と結びついた機械や、プラント類、特殊鋼、化学製品等大口分については、北京における中央商談に移行する傾向をみせており、相対的には広州交易会の比重が低下していると伝えられている。

また、参加者をみると、海外華僑の増加が目だったが、米中接近に伴い予想されていた米国系企業の参加は、結局実現をみなかつた。

2. わが国の成約状況(暫定集計)についてみると、輸出は西欧諸国の進出による競争激化に加え、円のフロート問題もからみ、価格交渉が難航したため、鉄鋼、自動車、機械の一部等が北京での継続商談に移され、広州での成約は約1億ドル(ピーク、69年秋1.1億ドル)と伸び悩みをみせた。しかし、輸入は大豆(5万トン)を中心とす

る油糧食品や水産物・野菜、生糸、綿織物、衣料品が大幅に増加したほか、軽工業品、皮革、工芸品、工業原料(滑石、螢石、無煙炭)も春季交易会の実績を上回る順調な成約をみたため、全体では1億ドル強とこれまでの最高を記録した(従来は66年秋の82百万ドル)。この結果、輸出入総額でも2億ドルの大台を突破し、これまでのピーク(69年秋の198百万ドル)(注)を上回る成約高となつた。

なお、周4条件を受け入れる企業が増加したこともあるって、今回の交易会参加企業数は約1,400社(2,300人)と、春季交易会の実績を7割方上回ったが、なかでもデパート、スーパーの増加や一部銀行の初参加などが注目された。

(注) 最近の広州交易会におけるわが国の成約高(日本国際貿易促進協会調べ、輸出入計、単位・百万ドル)。

	春季	秋季
1965年	74	133
66	92	127
67	172	130
68	130	140
69	131	198
70	130	150
71	170	202 (今回)